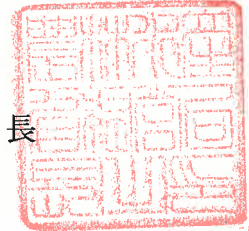


30経営第3152号

平成31年3月29日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長



「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」の一部改正について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第26号）の施行に伴い、「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」（平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

また、別紙については、国税庁課税部と協議済みであることを申し添えます。
なお、貴傘下団体に対して、貴職より周知をお願いします。